

## 令和5年度学内カンパニーの公募について

ものづくりエンジニアリングファクトリー

起業家支援室長

吉原信人

### 1 これまでの経過

平成21年度から始まりました教育改善事業「ものづくりエンジニアリングファクトリー (EF)」では、ものづくり起業家支援室を立ち上げ、当時の工学部構成員（学生を含む）が従来の研究室の枠を超えた幅広い研究開発活動や企業の活動（\*）を行っていただくことを支援しておりました。上記のような活動を行う組織を「学内カンパニー」と呼び、その組織は代表者（学部構成員）、社員（大学院生または院生相当と認められた学部生。給与の支給を受ける）、外部協力者（工学部以外の大学構成員、企業の方など）及びインターンシップ生（学部学生）で構成されていました。（現在は学部学生も社員として活動しています。）

（\*）ものづくり EF の企业的活動には、いわゆる個人や特定の団体の直接的な収益に繋がる活動は含まれません。ただし、委任経理金や基金のような形で管理される予算として、収益が大学や起業家支援室に還流される場合は別となります。企业的活動でも、いわゆるものづくりを通じた社会企業活動は大いに支援します。

補助事業期間である平成25年度までに起業家支援室及び学内カンパニーの制度設計を固め、工学部における実践的ものづくり教育及びものづくり人材育成システムがほぼ確立しました。平成26年度からは、ものづくり EF や学内カンパニーの活動を岩手大学独自の取り組みとして自主財源で運営することが決定し、平成26年度はそれらの活動を全学的に展開するための環境整備を進めてまいりました。平成26、27年度の試行的な取り組みの成果、経験を基に、平成28年度からは学内カンパニー活動が全学化され、学内外から沢山のお褒めの言葉を頂戴する活動事例が数多く現れるようにまでになりました。これに満足することなく、更に学内カンパニー活動を通じて当事者のみならず大学の利害関係者への満足度を高めたいと考えております。

以上のような歴史的経緯と実績を踏まえつつ、利害関係者の満足度を高めることを念頭に、令和5年度の学内カンパニーを下記のように公募いたします。皆様奮ってご応募下さい。

### 2 令和5年度の学内カンパニー活動（継続型）

令和4年度に学内カンパニーとして認定され、1年間の活動状況が良好で、事業継続の意欲と体制が十分であると判断されたカンパニーについては、速やかな事業開始を図るため、支援室特任教授との十分な面談等を通じて先行的に申請書（事業計画、社員構成及び予算）を受け、起業家支援室及び起業家支援室員での審議を経て学内カンパニーとしての認定と活動支援額を決定します。

### 3 令和5年度の学内カンパニー活動（新規型）

令和5年度の新規学内カンパニーには、当初の目的である実践的ものづくり人材育成を基調として、地域との連携性を念頭に、特に岩手大学の機能強化の一つであり今後重要性が更に増すと考えられる、地域の中核人材育成に繋がりえる取り組みを支援します。

例えば

- ベンチャー立ち上げにも繋がりうる実践的な取り組み
- 事業性に富み、独自性、地域性、社会貢献性が高い取り組み
- 地域企業等との連携によるものづくり、製品開発
- 先端理工学、地域創生特別プログラムの活動をベースとしたものづくり、まちづくり、コト作り

などです。特に、A I を活用したアプリ開発、ロボット開発、福祉機器開発など、若い発想に基づく斬新な提案を期待しています。

#### 4 申請にあたり

教育プログラムの一環でもあるカンパニー活動には、カンパニー活動の目的が明確であり全体の事業計画がある程度練られているとともに、社員とインターシップ生がカンパニー活動を通じて多くの知識や経験を身に付けることが明確に意識されていることが重要であり、その部分が企画書で明確にされているかが採択のポイントとなります。また、より実践的な取り組みが骨格となっている事業の申請については、アイデアの新規性、独創性、事業性、社会貢献性なども重要なポイントとして評価します。この種のカンパニーの場合には、学外とのつながりの有無が事業の成否に強く影響することから、学外アドバイザーを持つ事を奨励します。また、経験に乏しい学生が代表者となる申請については、原則として準カンパニーとしての採択を前提に審査します。

\*\*\*\*\*

令和5年度ものづくりエンジニアリングファクトリー学内カンパニー公募実施要領

\*\*\*\*\*

1. 募集期間

令和5年 5月10日(水)～令和5年 5月26日(金)

2. 募集内容

学内カンパニーまたは準学内カンパニー(注:準、とは事業計画未定、正社員不要の会社)

3. 活動支援期間

令和5年6月上旬～令和6年2月末(予定)

4. 支援内容(ヒアリングがあります)

1) 活動経費等支援(学部等の予算が確定していないため、あくまで予定金額です)

①ベンチャー的事業(最大2社程度) MAX 50万円+スペース

→活動状況により増額する可能性あり

②事業性に富み、地域性、社会貢献性が高いもの(最大6社程度)

MAX 40万円+スペース

③地域企業との連携によるものづくりなどを進めるもの(2社程度)

→主として、連携先からの資金提供(共同研究など)がある場合

④準カンパニー(1～2社程度) MAX 10万円

2) スペースの貸し出し(ものづくりEFで所有する範囲)

3) 加工に関する技術的支援など

4) 社員への事前教育等

5. 注意事項

1) 学内カンパニーでの活動で、卒研や修論研究を行う場合には制約事項があります。

2) 活動状況により、支援額の削減、打ち切りとなる場合があります。

3) 全学の取り組みや岩手県など地域の各種行事への協力をお願いすることがあります。

6. 提出書類及び提出先

1) 学内カンパニー事業企画書

2) その他、起業家支援室が指示するもの

提出先は起業家支援室まで、またはメール添付

(担当: 対馬 [ntsushi@iwate-u.ac.jp](mailto:ntsushi@iwate-u.ac.jp)、渡邊 [yawatana@iwate-u.ac.jp](mailto:yawatana@iwate-u.ac.jp))